

千葉県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内において、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所で行う理容の業（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所で行う美容の業（以下「出張美容」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、出張理容又は出張美容の業務（以下「出張業務」という。）における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、理容師法及び美容師法において使用する用語の例による。

（衛生措置）

第3条 出張業務を行う理容師又は美容師（以下「理・美容師」という。）は、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）に基づき衛生措置を講じなければならない。

（出張業務の届出）

第4条 出張業務を行おうとする者は、あらかじめ、出張理容・出張美容業務届（様式第1号。以下「届出書」という。）に出張業務を行う理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出なければならない。ただし、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理・美容師を含む。）が出張業務を行おうとする場合を除く。

- 2 保健所長は、前項の届出書を受理したときは、出張理容・出張美容業務届出済証（様式第2号。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。
- 3 届出済証の交付を受けた者は、出張業務を行うときには、当該届出

済証又はその写しを常に携帯するとともに、関係者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(変更届出等)

第5条 出張業務を行う者は、前条の規定により届け出た事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたとき又はその出張業務を行わなくなったときは、出張理容・出張美容業務(変更・廃止)届(様式第3号)により、速やかに、保健所長に届け出なければならない。

- (1) 営業者の氏名、住所又は連絡先
- (2) 器具の保管場所
- (3) 器具の消毒方法及び器具の消毒設備
- (4) 出張先
- (5) 出張業務を行う理・美容師

2 届出者は、届出済証を亡失又は汚損等したときは、出張理容・出張美容業務届出済証再交付願(様式第4号)を保健所長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 保健所長は、前項の出張理容・出張美容業務届出済証再交付願の提出があったときは、届出済証を再交付するものとする。

(指導監督等)

第6条 保健所長は、必要があると認めるときは、出張業務を行う者に必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。

2 保健所長は、前項の場合において出張業務を行う理・美容師の衛生措置が不十分と認めるときは、適切な衛生措置を講ずるよう指導することができる。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に保健所長に対してなされた出張業務に係る届出は、第4条第1項の規定によりなされた届出とみなす。